

広島県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十六年三月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

川北七塚線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市濁川町字上組三三八番一地从先から 庄原市濁川町字上組一四九九番一地从先まで			四・五〇〇 三・五〇〇	七二七・〇〇	
	二四・五〇〇 一二・〇〇〇			七二七・〇〇	拡幅